

唐津市公告

唐津市地域働き方・職場改革推進業務委託に係るプロポーザル手続開始について

公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定するので、次のとおり公告する。
なお、公募に関し必要な事項は、別紙唐津市地域働き方・職場改革推進業務委託に係る企画提案募集要領（以下「募集要領」という。）のとおりとする。

令和8年4月22日

唐津市長 峰 達 郎



1 業務概要

(1) 業務名

唐津市地域働き方・職場改革推進業務

(2) 業務の目的

本市では、10代後半から20代前半まで（とりわけ女性は20代後半まで）の若年層の市外への転出超過が著しく、その一因として職場環境や地域の固定的な性別役割分担意識等が影響していると考えられる。

職場の重要性に鑑み、男女がともに働きやすい職場環境についてアンケート調査を実施し、男女の意識の差や職場等での待遇・役割分担の差を明らかにし、その要因や課題を分析する。

また、企業の経営層向けにアンケート結果報告を兼ねたイベントを開催し、課題解決に向けた知識の共有を行うとともに、事業所同士のネットワークづくりを行い、地域全体の取組意欲を高める。

(3) 業務内容

ア アンケート調査・分析業務

(ア) 若者アンケート

(イ) 企業アンケート

イ 企業経営者・管理職向けイベントの開催

(4) 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

(5) 履行場所

唐津市西城内1番1号 唐津市 地域づくり部 男女共同参画室

(6) 契約書（案）

別紙のとおり

(7) その他

本業務は、電子契約の対象案件とし、電子契約を希望する場合、決定通知を受けた後速やかに、唐津市電子契約実施要綱に定める電子契約利用申出書を提出すること。

2 参加資格

参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する企業とする。

(1) 法人格を有する者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規（一般競争入札に参加させないことができる事由等）に該当しない者であること。

(3) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(4) 本業務の公告日から契約締結日までのいずれの日においても、唐津市から指名停止等の措置を受けていない者であること。

(5) 次の申立てがなされていない者であること。

ア 破産法第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て

イ 会社更生法第17条の規定による更生手続開始の申立て

ウ 民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立て

(6) 国税及び地方税を滞納していない者であること。

(7) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次に掲げるものが、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 失格事由

次のいずれかに該当する応募は無効とする。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 応募書類等に虚偽の記載をした者による応募
- (3) 署名又は押印のない提案書による応募
- (4) 誤字、脱字等により意思表示が不明確な応募
- (5) 応募者が行った2以上の応募
- (6) その他募集に関する要件に違反した応募

4 プロポーザルの審査方法

(1) 審査主体

公募型プロポーザル方式とし、プロポーザルの審査及び選考は、審査委員会において行う。

(2) 一次審査（書面審査）

提出書類について審査委員会が審査を行い、参加者の中から二次審査参加者を5者程度選定する。なお、参加者が5者以内の場合は、一次審査を省略する。

(3) 二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

二次審査参加者による企画提案等についてのプレゼンテーションに対して審

査委員会がヒアリングを実施し、最優秀者1者及び優秀者1者を特定する。

5 結果の通知

審査委員会における審査及び評価の結果については、審査対象者全員に対し書面にて通知する。

6 結果の公表

審査委員会における審査及び評価の結果については、本プロポーザル手続完了後に唐津市ホームページにて公表するものとする。

7 手続等

(1) 事務局

〒847-8511 佐賀県唐津市西城内1番1号

唐津市 地域づくり部 男女共同参画室

電話番号 0955-72-9239

ファックス番号 0955-72-9182

電子メール danjo-kyoudou@city.karatsu.lg.jp

唐津市ホームページ <http://www.city.karatsu.lg.jp>

(2) 本プロポーザルに係る書類等の取得

ア 取得方法

本プロポーザルに係る書類等は、唐津市ホームページにおいてダウンロードすること。

イ 取得開始

令和8年4月22日（水）から

(3) 提案書等の受付

ア 参加表明書等の提出期限

令和8年5月21日（木）午後5時まで

イ 参加表明書等の提出方法

(ア) 電子メールによる。

(イ) 件名は、「参加表明（地域働き方プロポ）（企業名）」とすること。

(ウ) 受信確認のため、メール送信後に電話連絡をすること。

ウ 提案書等の提出期限

令和8年6月19日（金）午後5時まで

エ 提案書等の提出方法

事務局へ持参又は郵送により提出すること。（郵送の場合は、一般書留郵便など配達記録が残る方法に限る。）

持参の場合は、市役所執務時間内（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで）に提出すること。

オ 提出部数

正本1部及び副本8部

(4) 審査実施予定日

ア 一次審査（非公表）

令和8年6月22日（月）

イ 第二次審査（非公表）

令和8年6月29日（月）から7月1日（水）までの期間に開催
（時間及び場所は、別途通知）